

八丈町地域防災計画

火山編
(令和3年度)

八丈町防災会議

目 次

第1部 総則

第1章 計画の方針	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の修正等	3
第5節 他の法令に基づく計画との関係	3
第6節 計画の習熟	4
第2章 八丈町の火山の概要	5
第1節 八丈町の概況	5
第1 八丈町の地勢	5
第2 八丈町の火山の概要	5
第2節 八丈町の火山活動の概要及び状況	5
第3節 八丈町で想定される火山活動	6
第1 火口位置	6
第2 噴火特性	6
第3 想定される噴火ケースと火山現象	6
第4 噴火警戒レベル	7
第3章 町、都及び防災機関等の役割	8

第2部 災害予防計画

第1章 各防災機関の予防業務及び役割	11
第1節 目的	11
第2節 警戒避難体制の整備	11
第1 火山災害警戒地域の指定	11
第2 火山防災協議会の設置	11
第3 住民等の避難誘導體制	12
第2章 火山観測	13
第1節 国・都の火山観測体制	13
第2節 町の火山観測体制	13
第3章 施設の整備	14
第1節 港湾施設等	14
第1 港湾	14
第2 漁港	14
第3 火山砂防	14
第2節 道路	14
第3節 空港	14
第4節 学校及びその他の公共施設	14
第4章 訓練及び防災知識の普及	15
第1節 防災訓練の充実	15
第2節 防災知識の普及	15
第1 住民への普及啓発	15
第2 児童・生徒への普及啓発	15
第3 来島者への普及啓発	15
第3節 避難促進施設の指定と対応	15

第5章 住民等の防災行動力の向上	16
第1節 災害に強い社会づくり	16
第1 住民等の役割	16
第2 自主防災組織等の強化	16
第3 事業所防災体制の強化	16
第4 行政・事業所・住民等の連携	16
第2節 ボランティア等との連携	16
第1 一般ボランティア	16
第2 登録ボランティア	16

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢	19
第1節 町の活動体制	19
第1 役割	19
第2 活動体制	19
第3 共同検討体制等	20
第2節 都の活動体制	21
第3節 防災関係機関の活動体制	21
第1 責務	21
第2 活動体制	21
第2章 情報の収集及び伝達	23
第1節 噴火警報等の発表及び伝達	23
第1 噴火警報等の種類と発表	23
第2 情報の収集・伝達	24
第3 噴火警報・予報の伝達	25
第2節 情報連絡体制	26
第1 連絡系統	26
第2 通信連絡体制	26
第3節 被害状況等の調査報告	27
第4節 災害時の広報及び広聴活動	27
第3章 災害救助法の適用	29
第1節 災害救助法の適用	29
第2節 救助実施体制の整備	29
第3節 救助の実施方法等	29
第4章 応援協力・派遣要請	31
第1節 応援協力	31
第1 他の地方公共団体等への応援要請	31
第2 防災機関等の相互協力	31
第3 民間団体等との協力	31
第4 外国人の情報収集等に係る支援	31
第2節 派遣要請	31

第5章 警備・交通規制	33
第1節 警備	33
第1 警備態勢	33
第2 警備活動	33
第2節 交通規制	33

第6章 避難	35
第1節 避難体制	35
第1 避難体制の整備	35
第2 立入り規制等、避難の指示	35
第3 避難誘導	38
第2節 避難の基本方針	38
第1 基本方針	38
第2 島内避難と島外避難	38
第3 一般住民の島内避難	38
第4 児童・生徒等の避難	39
第5 避難行動要支援者の避難	40
第6 来島者の避難	40
第7 住民の自主避難	40
第3節 避難所の指定、開設及び管理運営	41
第1 避難所の指定、開設及び管理運営	41
第2 衛生管理対策	41
第4節 要配慮者の安全確保	41
第5節 島外避難	42
第1 島外避難の判断基準	42
第2 一般住民の島外避難	42
第3 対策内容と役割分担	42

第7章 救援・救護	43
第1節 救助・救急	43
第2節 医療救護	43
第1 医療救護班等の編成	43
第2 医療救護活動	43
第3 重症患者等の取扱い	43
第4 医薬品及び医療資器材の備蓄及び供給体制	43
第3節 防疫	43
第1 防疫活動	43
第2 防疫用資器材の備蓄及び調達	43
第4節 飲料水の提供	43
第1 応急給水活動	43
第2 検水体制の整備	43
第5節 食料・生活必需品等の供給	44
第1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制	44
第2 食料・生活必需品等の配布	44
第6節 輸送船舶・車両の確保	44
第1 船舶、航空機及び車両の調達	44
第2 緊急通行車両の確認	44

第8章 船舶及び航空機の安全確保対策	45
第1節 船舶	45
第2節 航空機	45

第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策	47
第1節 電気施設(東京電力グループ)	47
第2節 水道施設	47
第3節 通信施設	47
第4節 高圧ガス施設等	47

第10章 公共施設等の応急・復旧対策	49
第1節 公共土木施設等	49
第1 道路	49
第2 港湾	49
第3 漁港	49
第4 海岸	49
第5 火山砂防	49
第2節 空港施設	49

第 1 1 章	その他の応急対策	51
第 1 節	降灰除去等	51
第 1	農水産施設	51
第 2	営農	51
第 3	道路	51
第 4	宅地の降灰除去等	52
第 2 節	遺体の捜索、収容等	52
第 3 節	火葬等	52
第 4 節	応急住宅対策	52
第 1	応急仮設住宅等の供給	52
第 2	被災住宅の応急修理	52
第 3	建設資材の調達	52
第 5 節	応急教育	52
第 1	学校危機管理マニュアルの活用	52
第 2	応急教育の実施	53
第 3	学用品の調達及び給与（支給）	53
第 6 節	動物愛護	53

第 1 2 章	災害復旧対策	55
第 1 節	生活安定のための緊急対策	55
第 1	生活相談	55
第 2	災害弔慰金等の支給	55
第 3	災害援護資金の貸付	55
第 4	被災者生活再建支援金の支給	55
第 5	罹災証明書の交付	55
第 6	職業のあっせん	55
第 7	租税の徴収猶予、減免等	55
第 2 節	義援金の配分	55
第 1	義援金の募集の検討	55
第 2	義援金の募集・受付・配分	56
第 3	義援物資の取扱い	56
第 3 節	激甚災害の指定	56
第 4 節	活動火山対策特別措置法	56

第 1 部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、八丈町防災会議が作成する計画であって、八丈町の火山災害に対処するため、町及び地域の関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について町民及び事業者の積極的な協力とあわせ防災活動を総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、火山災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、八丈町地域防災活動の指針として位置づける。
- 2 八丈町の各課・消防本部・各事務局・出張所等及び関係機関は、この計画に定める諸活動を行うにあたって具体的な計画を定め、その推進に努めるものとする。

第3節 計画の構成

この計画には、町、都、防災機関、町民及び事業者が行うべき火山災害対策を記載している。

構成	主な内容
第1部 総則	八丈町の火山の概況、町及び防災機関の役割
第2部 災害予防計画	町及び防災機関等が行う予防対策、町民及び事業者等が行うべき措置
第3部 災害応急・復旧対策計画	火山災害発生後（発生の恐れのある場合も含む）に町及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用

第4節 計画の修正等

この計画は、町をとりまく諸条件の変化をみきわめ、必要に応じて修正を加えるなどその弾力的な運用を図っていくものである。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は防災に関連する計画（国土形成計画法に基づく全国総合開発計画等）の防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

また、町は活動火山対策特別措置法（以下、活火山法という）による火山災害警戒地域（※1）に指定されていることから、同法に規定された地域防災計画に定めるべき事項をこの計画に定め

るものとする。その際には、八丈島火山防災協議会（以下、協議会という）（※2）が策定する八丈島火山避難計画との整合を図り、意見を聴取するなど協議会との協議の結果を尊重し、火山避難対策を総合的に推進するものとする。

- ※1 活火山法第3条第1項により、火山災害の可能性を考慮して火山災害時に住民等の生命に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、人的災害を防止するための警戒避難体制を特に整備すべき地域をいう。
- ※2 活火山法第4条第1項により、警戒避難体制を整備するため都及び町が共同で設置する組織。

第6節 計画の習熟

防災機関は、平素から危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実戦的な教育・訓練の実施等を通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 八丈町の火山の概要

第1節 八丈町の概況

第1 八丈町の地勢

震災対策編第1部第2章第1節「八丈町の概況」P5に準ずる。

第2 八丈町の火山の概要

東山（別名：三原山）は、直径1kmのカルデラを囲む先カルデラ成層火山で、その内側にある後カルデラ成層火山からなる複式火山である。一方、西山（別名：八丈富士）は、典型的な円すい形の成層火山で、中腹に陥没したカルデラが存在し、カルデラ内の中央火口丘が単一の円すい型火山に見えるまで成長した構造を持ち、南東へ比較的広い裾野を展開している。

第2節 八丈町の火山活動の概要及び状況

東山は噴火記録がなく、浸食が進んでいる。西山は玄武岩（SiO₂50～55%）の成層・円錐火山で、山頂噴火のほか、山腹及び付近海底から噴火したという記録もある。

平成14年（2002年）8月には、西山直下にマグマの貫入を示唆する群発地震と地殻変動が発生した。

表 有史以降の火山活動

	時期	活動経過・被害状況等
噴火	長享元（1487）年 12月7日	噴火場所は西山。このため飢饉となる。
	永正 15～大永 3 （1518～23）年	マグマ噴火。噴火場所は、西山山頂。翌年まで噴火し、桑園の被害大。
	慶長 10（1605）年 10月27日	中規模マグマ噴火。火砕物降下、溶岩流。噴火場所は西山南東斜面割れ目火口列。田畑被害。
	慶長 11（1606）年 1月23日	海底噴火：八丈島付近で海底噴火・火山島生成（位置その後の模様不明）。
地震	元禄 4～5（1690～1691）年	群発地震：1ヶ月に10～20回程度の割合で有感地震。
	元禄 9～10（1696～1697）年	群発地震：1ヶ月に数回程度の割合で有感地震。
	平成 14（2002）年 8月中～下旬	地震・地殻変動。八丈島西山から北西沖にかけての深さ10～20km付近を震源とする地震活動が活発化（島内で震度2）。八丈島が東へ5cm移動する地殻変動が確認された。深部低周波地震や地殻変動から西山の直下にマグマが貫入したと推定される。12月中旬にも八丈島西山付近の深さ10km付近で一時的に地震がやや多くなった。

出典：日本活火山総覧（第4版）（気象庁編、2013）

第3節 八丈町で想定される火山活動

第1 火口位置

八丈島火山では、西山を中心に山頂噴火及び山腹噴火が発生する可能性が高い。なお、山腹噴火は、北西 - 南東方向に火口が開く可能性が高く、割れ目が居住地域にまで伸びる可能性がある。

また、東山では、過去1万年の間に山頂噴火及び山腹噴火が発生しているが、約3700年前の噴火以後は発生していない。なお、4000年前以前に2回程度、東山に続いて西山でも噴火したと考えられる実績がある。

第2 噴火特性

八丈島火山の噴火特性は以下のとおりである。

- 玄武岩質の島しょ火山であり、基本的には伊豆大島火山、三宅島火山と同様であるが、2火山との違いは、西山山頂カルデラの埋積が進んでいることと、活動の不活発な東山火山が接していることである。
- 溶岩噴泉、溶岩流だけでなく、火砕物を伴う爆発的噴火（準プリニー式）もあり得る。
- 西山では、過去にカルデラが形成されたこともあったようであるが、現在は埋積が進んでおり、山頂火口から溶岩が溢流すると、地形的な障壁はなく、谷に沿って山腹に流下する。
- 溶岩の粘性が低いため、山腹を流下する場合は、短時間で山麓及び海岸部に達する可能性がある。
- 海岸近くや浅い海底で噴火が発生する場合は、爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。マグマ水蒸気噴火が発生する可能性のある陸域の標高及び海域の水深は、以下のとおりと想定する。
 陸域：標高 60m以下（集落地域）、標高 150m以下（西山の北・東・西）
 海域：水深 100m以浅（火砕サージ発生）、水深 400m以浅（海面等に噴煙）
- 西山と東山の境界部については、東西の港湾周辺でのマグマ水蒸気噴火の可能性を想定する必要がある。
- 西山の山頂噴火と山腹噴火の時間的な関連等の噴火推移の系統性については、これまでの実績からは、現時点では不明である。

第3 想定される噴火ケースと火山現象

八丈島火山で想定される噴火ケース及び各ケースで想定される災害要因となる火山現象は、以下のとおりである。

なお、本計画における防災対応上想定する噴火ケースは西山噴火（山頂噴火、山腹噴火、カルデラ形成噴火）のみとし、活火山ではあるが不活発な東山噴火は外すこととする。また、カルデラ形成噴火は、本計画においては山頂噴火に含めることとする。

表 噴火ケースと火山現象

噴火ケース		火山現象
西山	山頂噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流
	カルデラ形成噴火	噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流
	山腹噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ、降灰後土石流

第4 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

表 八丈島火山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達する可能性がある。 山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。住民は通常的生活。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 山頂火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火が発生。
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常的生活。	<ul style="list-style-type: none"> 火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性。 火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火が発生。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏、山頂火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

第3章 町、都及び防災機関等の役割

震災対策編第2部第1章第2節「町、都及び防災機関等の役割」P21に準ずる。

第2部 災害予防計画

第1章 各防災機関の予防業務及び役割

第1節 目的

噴火に伴う被害をできるだけ軽減するため、火山災害の特性を踏まえ、災害予防計画を策定する。

また、それとともに、発災時には適切で速やかな応急対策が展開できるよう、その活動体制をあらかじめ定め、立上げを準備しておくことが必要となる。そのためには、平常時から各機関において予防計画に規定される訓練と合わせて、災害を想定した体制を組んでおくことが必要である。

予防計画の実行に当たっては住民、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア並びに自主防災組織等、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体などのつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討していく。

第2節 警戒避難体制の整備

第1 火山災害警戒地域の指定

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とした、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）が制定されている。

活火山法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域は、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定される。

八丈島火山における警戒地域として、八丈町が指定されている。

第2 火山防災協議会の設置

警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を火山ごとに組織するものとされている。

町は、平成28年4月22日から八丈島火山防災協議会を設置している。

八丈島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、八丈島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び町が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

八丈島火山防災協議会の構成員や協議事項等は、以下の通りである。

表 八丈島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	町長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長	
		町	消防長	
		国	気象庁、東京管区气象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会			
所掌業務	<p>次のことについて協議等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒避難体制の整備に関すること。 2 避難施設の整備等に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 避難指示、警戒区域の設定等に関する検討及び八丈町への助言に関すること。 5 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 6 八丈町防災会議からの意見聴取に関すること。 7 その他必要と認められること。 			

第3 住民等の避難誘導體制

町は、火山防災協議会における検討を通じて避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路及び避難手段を定める具体的で実践的な避難計画として作成した、「八丈島火山避難計画」を活用し、住民への周知徹底に努める。

第2章 火山観測

八丈島火山は、海中から続く火山体の山頂部分に住民が居住していることになり、火山が噴火した場合には、内陸の火山に比べ住民の生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

このため、観測機器を設置し、火山の活動状況を常時把握することにより、噴火時における災害発生の防止、被害の軽減、住民の避難対策等の火山噴火対策を推進する必要がある。

第1節 国・都の火山観測体制

気象庁、国土地理院、防災科学技術研究所等の機関は、八丈島の観測を行っている。

また、気象庁は、八丈島を常時観測対象の火山として位置付け、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で震動観測、地殻変動観測、遠望観測等を行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視している。

都は、火山噴火の予知研究と火山噴火に繋がる異常現象を捉えることを目的に、地震計、傾斜計等の観測機器を設置し、観測体制の整備を図っている。

第2節 町の火山観測体制

町（総務課）は、火山観測実施機関に対して観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとしており、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行う。

また、必要に応じて防災関係機関が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に努める。

表 機関別観測機器内訳（気象庁、令和2年1月現在）

気象庁	国土地理院	防災科学技術研究所	東京都	町
・地震計 3	・GNSS 1	・地震計 1	・地震計 5	・震度計 1
・地震計（検知網） 1		・強震計 1	・震度計 1	
・震度計 1		・広帯域地震計 1	・傾斜計 1	
・傾斜計 2				
・GNSS 1				
・監視カメラ 1				
・空震計 1				

第3章 施設の整備

災害による公共的施設等への被害は、社会、経済活動及び町民生活に非常に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の避難、救護等の応急活動に支障をきたすこととなる。

このため、これら各種施設の耐震性の強化等、予防措置を積極的に推し進め、万全の対策をとることにより被害を最小限にとどめる。

第1節 港湾施設等

火山が噴火した場合、大型船舶及び小型船舶での島外避難が想定されているため、港湾や漁港等の構造物の安全性を確保し、被災強化を図っていく。

第1 港湾

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第4「港湾・漁港施設」P73に準ずる)

第2 漁港

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第4「港湾・漁港施設」P73に準ずる)

第3 火山砂防

都は、通常の土石流対策に加え火山灰による泥流等から下流部に存在する人家、公共施設等を守ることを目的として、砂防施設の整備を行う火山砂防事業を実施している。火山砂防事業を実施するにあたり、砂防指定地として、八丈島においては9箇所が指定されている。(平成30年度3月末時点)

町は、都が実施する火山砂防事業に協力する。

第2節 道路

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第1「道路・橋梁」P71に準ずる)

第3節 空港

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第3「空港施設」P73に準ずる)

第4節 学校及びその他の公共施設

(震災対策編第2部第3章第5節【予防対策】第2-1「建築物の耐震化及び安全対策の促進」P55に準ずる)

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第1-4「防災訓練の充実」P35に準ずる)

第2節 防災知識の普及

第1 住民への普及啓発

町(総務課)は、住民に対して、防災の手引や防災マップ等の配布、ホームページへの掲載を通じ、また、地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第1-3「防災教育の充実」P34に準ずる)

第2 児童・生徒への普及啓発

町(教育課)は、児童・生徒に対して、学校教育等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第1-3「防災教育の充実」P34に準ずる)

第3 来島者への普及啓発

町(総務課)は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等への防災マップ等の掲示のほか、八丈島地熱館等の活動を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。また、外国人観光客の増加に留意し、外国人に対する普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

第3節 避難促進施設の指定と対応

町(総務課)は、活火山法に基づき、立入規制範囲内の不特定多数の者が利用する施設等を避難促進施設として指定し、避難確保計画の作成及び公表、訓練の実施等を促進する。

避難促進施設として指定する施設は、表の通りである。

避難促進施設は、避難確保計画を作成、公表し、訓練の実施等の対応を行う。

表 避難促進施設

施設の名称	所在地
八丈富士牧野休憩舎	八丈町大賀郷 5627-1

第5章 住民等の防災行動力の向上

第1節 災害に強い社会づくり

災害時には、町民や事業所等の迅速な活動が不可欠である。

このため、町を始め各防災機関は、町民及び事業所等地域の防災行動力向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

第1 住民等の役割

- 1 日頃から報道機関、町、都等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報、降灰予報等を理解しておく。
- 2 町が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 3 水、食料、衣料品、携帯ラジオ等非常持出用品の準備をしておく。
- 4 マスクや目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- 5 降灰を屋内に浸入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 6 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット等で配信するため、降灰予報などの情報を確認する。
- 7 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を協力して行う。
- 8 あらかじめ家族で災害時の連絡方法、避難場所及び避難経路の確認を行う。
- 9 町・都が行う防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。
- 10 町会、自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 11 避難行動要支援者がいる家庭では、町が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第2 自主防災組織等の強化

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第2「地域による共助の推進」P36に準ずる)

第3 事業所防災体制の強化

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第4「事業所による自助・共助の強化」P38に準ずる)

第4 行政・事業所・住民等の連携

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第6「町民・行政・事業所等の連携」P42に準ずる)

第2節 ボランティア等との連携

第1 一般ボランティア

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第5-1「一般ボランティア」P41に準ずる)

第2 登録ボランティア

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第5-2「登録ボランティア」P41に準ずる)

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

大規模な火山災害が発生した場合または発生する恐れのある場合に、八丈町災害対策本部を設置するとともに、町又はその他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

第1節 町の活動体制

第1 役割

町は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

町は、行政区域に火山災害等による災害が発生、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、町地域防災計画及び都地域防災計画の定めるところにより、都、指定地方行政機関等ならびに町内の公共的団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

町は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、八丈町災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第1「初動態勢」P109に準ずる。)

災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

町は、災害対策本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第1「初動態勢」P109に準ずる。)

町は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。

町の地域に災害救助法が適用されたときは、町長(町本部長)は、都知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。

(震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】第3「防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)」P138に準ずる。)

町、消防本部、消防団は、噴火警戒レベルに対応して、次の活動体制をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動体制

噴火警戒レベル		町	消防本部	消防団
レベル5		災害対策本部 第4次非常配備態勢	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 (出動)
レベル4				
レベル3		災害対策本部 第2次非常配備態勢	災害対策本部 (出動待機)	災害対策本部 (出動待機)
レベル2	②火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生	第1次非常配備態勢	情報連絡態勢	情報連絡態勢
	①火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性	情報連絡態勢		
レベル1		通常態勢	通常態勢	通常態勢

第3 共同検討体制等

(1) 共同検討体制等

① コアグループ

町は、コアグループにおいて、避難対応に係る協議等を行う。

また、コアグループにおける協議の内容等について、八丈島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有等を行う。

② 合同会議

町は、避難対応に係る協議等を行う体制としてコアグループよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

③ 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、八丈島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

(2) 国の現地対策本部等との連携

町及び都は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
コアグループ	町 支庁 警察署 消防本部 東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項 ・火山活動の見通しに関する事項 ・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項
合同会議	町、支庁・都、警察署、東京管区气象台・気象庁、火山専門家、消防本部、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、航空会社、ライフライン事業者等 ※町と支庁・都が協議の上、決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・規制方法、規制範囲の周知等の立入規制に関する事項 ・避難行動が必要となる時期 ・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 ・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設等の避難に関する事項

第2節 都の活動体制

支庁は、町との連絡体制の強化に向け、災害時における初動対応マニュアル等の策定を実施する。

警報発令時など災害発生の危険性が高まっている場合、支庁は町役場に連絡員を派遣するなどし、次の内容等について把握するとともに、必要に応じて都総務局（総合防災部）への情報伝達を実施する。

- 1 災害対応体制
- 2 島内の避難状況（要配慮者及び観光客を含む）
- 3 被害発生状況（人的被害、家屋被害、道路被害等）
- 4 支援等のニーズ

第3節 防災関係機関の活動体制

第1 責務

火山災害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、町及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

第2 活動体制

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第2章 情報の収集及び伝達

火山災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、火山災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

本章では、噴火警報等の伝達、火山災害時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

第1節 噴火警報等の発表及び伝達

第1 噴火警報等の種類と発表

平成19年2007年12月に気象業務法（昭和27年法律第165号）が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報及び緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報が発表される。

（1）噴火警報

気象業務法第13条の規定により、伊豆諸島においては、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、居住地域又は火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。

活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

（2）噴火予報

気象業務法第13条の規定により、伊豆諸島においては、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表する。

噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。

（3）噴火警戒レベル

（第1部第2章第3節第4「噴火警戒レベル」P7に準ずる）

（4）降灰予報

気象庁は、「降灰予報（定時）」、「降灰予報（速報）」、「降灰予報（詳細）」の3種類の降灰予報を提供する。

噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表する。また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

（5）火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報である。

(6) 火山現象に関する情報等

情報等の種類	概要及び発表の時期
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料
月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況及び警戒事項を取りまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかけ、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する
航空路火山灰情報（VAA）	噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報（火山灰の分布や拡散予測）で、予報期間は最大で18時間 気象庁が航空路火山灰情報センター（VAAC）として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局にVAAを提供しており、東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している

第2 情報の収集・伝達

火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

機関名	対策内容
町（総務部）	1 町は、火山活動に関する異常な現象を発見した者、その発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁、気象庁、島しょ所在の火山防災連絡事務所等に通報する。 2 火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、支庁、警察機関等の協力を得て住民に周知する。

第3 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

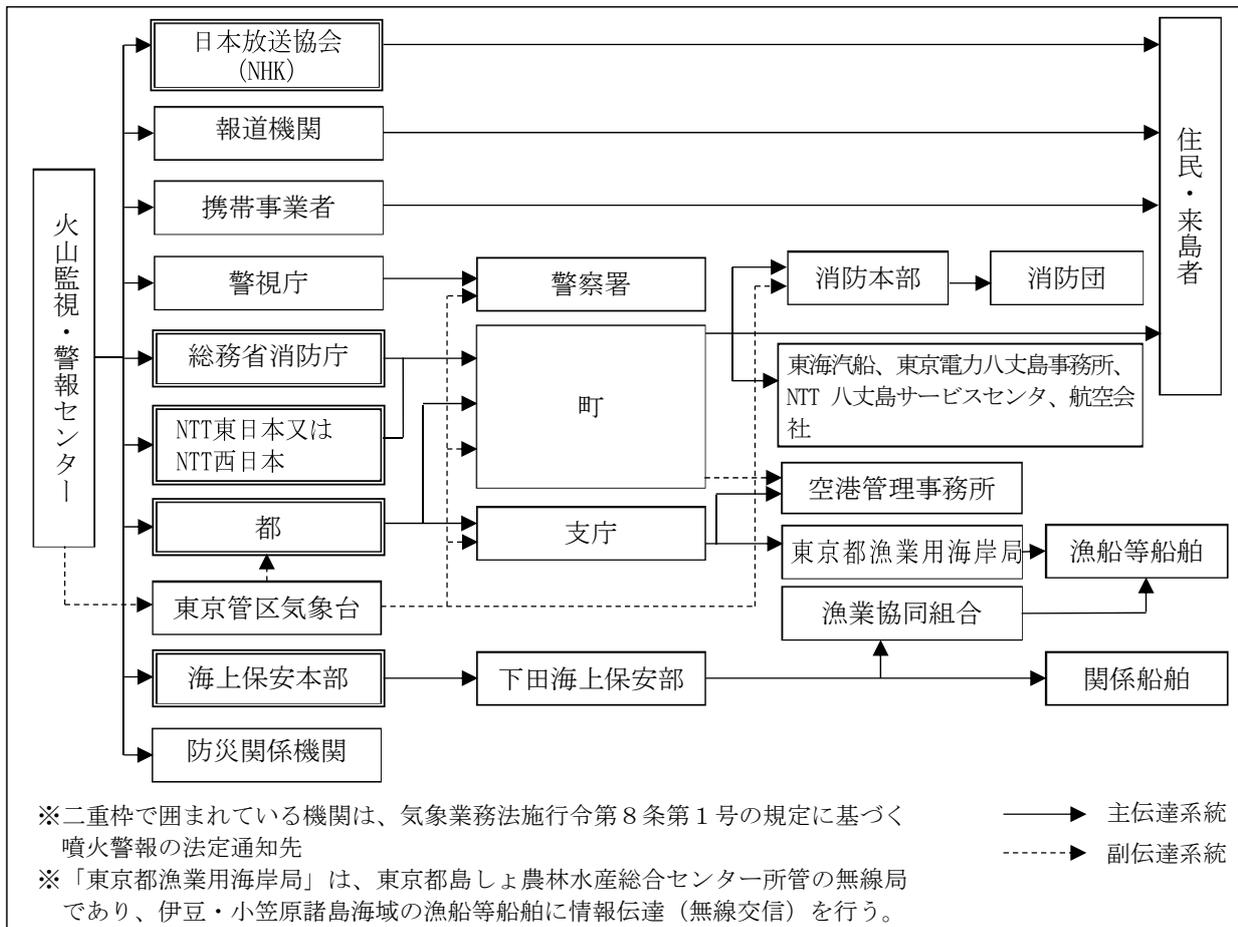


図 噴火警報・予報の伝達系統

第2節 情報連絡体制

噴火等の火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集にあたる。

第1 連絡系統

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

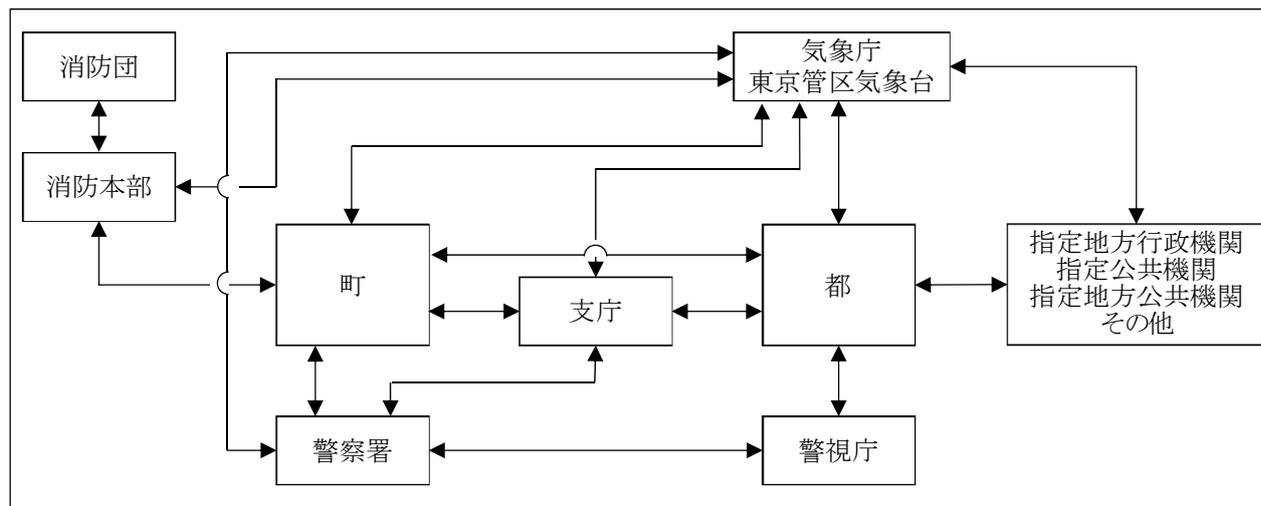


図 情報連絡体制

第2 通信連絡体制

機関名	内容
町（総務部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 町は、都防災行政無線を活用して、都と情報連絡を行う。なお、併せて支庁にも連絡する。 2 町は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、町の各機関、都及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体並びにその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 3 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、管内の警察署等の協力を確保しておく。 4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話又は非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。 5 町は、災害発生とともに、いつでも支庁等関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡態勢を確保する。

第3節 被害状況等の調査報告

被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

町をはじめ防災関係機関は、火山災害の発生に際して、速やかに、管内の被害状況及び所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより、都等に報告する。

(震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】第3「防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)」P138に準ずる)

機関名	内容
町(総務部)	<p>1 町は、火山活動による災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び災害活動状況を、都に報告する。</p> <p>なお、家屋の倒壊及び火災が多発する災害が発生した場合並びに災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p>

第4節 災害時の広報及び広聴活動

火山災害時においては、当該火山地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し、適切な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、町、支庁、都各局及び関係防災機関が一体となって、災害時の広報を実施する。

(震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】第4「広報活動」P145、第5「広聴活動」P146に準ずる)

また、町は必要に応じて、都が行う放送要請や報道要請に協力する。

機関名	内容
町(総務部)	<p>町は、その区域内に火山活動にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、支庁、警察署及びその他現地の関係機関と密接な連携の下、必要な広報を行う。</p> <p>1 火山噴火時の広報</p> <p>(1) 噴火の規模及び状況 (2) 避難場所の所在地</p> <p>(3) 避難誘導路の周知 (4) その他必要な事項</p> <p>2 被災者に対する広報</p> <p>(1) 被害情報 (2) 食料及び物資の配給状況</p> <p>(3) 医療機関の診療状況 (4) デマ情報の防止</p> <p>(5) 通信及び交通機関の復旧状況 (6) その他必要な事項</p>

第3章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第10「災害救助法等の適用」P229に準ずる)

災害救助法施行令第1条の定めるところにより、噴火のおそれがある段階での避難に対しても、災害救助法が適用される場合がある。

第2節 救助実施体制の整備

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第10(3)⑥「救助実施体制の整備」P230に準ずる)

第3節 救助の実施方法等

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第10(3)⑦「救助の実施方法」P230に準ずる)

第4章 応援協力・派遣要請

第1節 応援協力

第1 他の地方公共団体等への応援要請

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第3-1「他の地方公共団体等への応援要請」P123に準ずる)

第2 防災機関等の相互協力

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第3-3「防災機関等の相互協力」P124に準ずる)

第3 民間団体等との協力

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第3-5「民間団体等との協力」P126に準ずる)

第4 外国人の情報収集等に係る支援

(震災対策編第2部第2章第5節【応急対策】第1-2「外国人の情報収集等に係る支援」P43に準ずる)

第2節 派遣要請

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第3-4「自衛隊に対する派遣要請」P125に準ずる)

第5章 警備・交通規制

火山災害発生時には、様々な社会的混乱、交通の混乱等の発生が予測される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持に万全を期することが必要である。

第1節 警備

第1 警備態勢

機関名	対策内容
警視庁 八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な災害が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動を推進するとともに、早期に警備態勢を確立して、情報の収集、避難誘導、救出救助等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 2 災害が発生した場合は、災害の規模等に応じて、各級警備本部を設置して警備に当たる。 3 噴火警戒レベルに対応した八丈島警察署の活動態勢は、火山避難計画で以下のように定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5：現場警備本部 ・噴火警戒レベル4：現場警備本部 ・噴火警戒レベル3：現場警備本部 ・噴火警戒レベル2：連絡室設置 ・噴火警戒レベル1：通常態勢
第三管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 第三管区海上保安本部に設置した対策本部、関係海上保安部に設置した現地対策本部の指揮の下、火山災害発生場所付近の海域に巡視船艇及び航空機を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一かつ強力に推進する。

第2 警備活動

(風水害編第3部第4章第1節第2「警備活動」P29に準ずる)

第2節 交通規制

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第2「交通規制」P78に準ずる)

第6章 避難

火山災害時には、噴石、火山礫の落下、溶岩の流出等により、広範囲にわたり、住民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。

したがって、迅速かつ的確な避難対策を講じ、住民等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

第1節 避難体制

第1 避難体制の整備

(震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第1「避難体制の整備」P180に準ずる)

第2 立入り規制等、避難の指示

火山の噴火時には、噴石、火山礫の飛散、溶岩の流出、降灰による泥流、火山ガスの放出等のおそれがあるため、迅速な避難の指示等が必要となる。

このため、立入り規制等、避難指示について必要な事項を定める。

(1) 立入り規制等

① 立入り規制の実施

町長は、気象庁発表の噴火警報・予報もしくは火山の状況に関する解説情報等を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入り規制を行う必要があると認める場合、支庁長、警察署長と協議の上、立入り規制を行う。

立入り規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

表 立入り規制と噴火警戒レベル

噴火警戒レベル	噴火ケース	立入り規制の範囲
レベル5 レベル4	山頂噴火	居住地域までの必要な範囲
	山腹噴火	噴火の影響が及ぶ範囲 噴火の影響が及ぶおそれのある範囲
レベル3	山頂噴火	居住地域境界より山頂側の範囲
レベル2		山頂火口から概ね1kmまでの規制
レベル1		規制なし

※立入り規制の範囲は、八丈島の噴火警戒レベルにおける警戒が必要な範囲（大きな噴石、火砕流、溶岩流の影響範囲）を基に設定する。規制範囲外であっても、風に乗って運ばれる火山灰や小さな噴石のほか、火山ガス、降灰後土石流等に注意が必要である。

※立入り規制箇所図は、資料編「山頂噴火の場合の立入り規制箇所及び表示板設置予定箇所」（資料-38参照）

② 都への報告等

町長は、立入規制を実施した場合、直ちに、支庁長を経由し都（総務局）に報告するとともに、警察署長、消防団長、東京管区気象台へ通知する。

③ 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。

ア 町（建設部）は、町道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。

イ 支庁は、都道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。

ウ 町（建設部）、支庁、警察署は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

④ 住民等への周知

町（建設部）は、立入規制を実施した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、立入規制範囲に通じる道路等に表示板を設置する。ただし、立入規制区域に繋がる細い町道・農道・林道等については、必要に応じて平常時（立入規制を実施する前）から表示板を設置しておき、周知を図る。

また、防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、町ホームページ、町広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、立入規制について周知を図る際は、立入規制範囲外であっても火山灰や小さな噴石等に注意が必要であることを合わせて周知する。

⑤ 立入者の把握

立入規制範囲へは、町の許可を得たものに限り立ち入ることができる。町（建設部）は、立入許可申請の書類等を基に、規制範囲への立入者を把握する。

（2）警戒区域

① 警戒区域の設定

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民及び来島者の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、東京管区気象台もしくは火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

② 警戒区域の解除

町長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

③ 都への報告等

町長は、警戒区域を設定又は解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、東京管区気象台、消防団長に通知する。

④ 警戒区域への立入制限等

町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

⑤ 住民等への周知

町（建設部）は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路等に表示板を設置する。ただし、立入規制区域に繋がる細い町道・農道・林道等については、必要に応じて平常時（警戒区域を設定する前）から表示板を設置しておき、周知を図る。

また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、表示板、電光掲示板、町ホームページ、町広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民及び来島者に広く周知を図る。

(3) 避難指示

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令する。

なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

（風水害編第3部第6章第2節第1（1）「避難指示等一覧」P33に準ずる）

(4) 発令基準

① 「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、町立八丈病院、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

② 「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

(5) 火山専門家等からの意見聴取

避難指示等の火山活動への対応をより一層適切に行うため、気象庁のほか、火山専門家等からの意見を聴取する。

- ア 都防災専門員及び都防災顧問から助言を受ける。
- イ 都が伊豆諸島に設置している火山観測機器から得られるデータの解析を委託している東京大学地震研究所から意見を聴取する。
- ウ 火山防災協議会委員である火山専門家から意見を聴取する。

第3 避難誘導

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第2「避難誘導」P195に準ずる)

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第3「避難方式」P196に準ずる)

第2節 避難の基本方針

第1 基本方針

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じ、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者及び入院患者を含む）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。

※上記の区分における避難の対応方針は、資料編「噴火警戒レベルと避難対応の目安」（資料-39参照）

第2 島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- ア 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合又は島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。
- イ 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- ウ 来島者については、原則「島外避難」とする。

第3 一般住民の島内避難

基本的な島内避難の方法は、下図に示す。

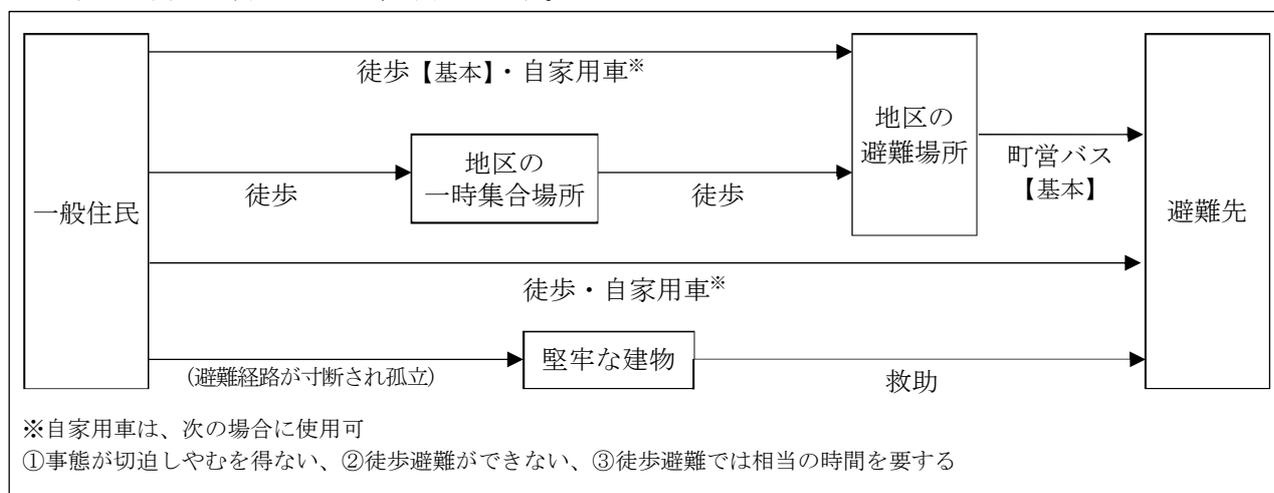


図 島内避難の方法

各機関の対応は、次の通りである。

機関名	実施内容
町（総務部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 移送手段としてバスを確保する。 2 支庁からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。 3 町防災行政無線（移動局）等を携行し、町からの指示に基づき、避難者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。 4 残留者の確認。避難指示に従わないものに対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。
町（消防本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防無線（車載局・携帯局）等を携行し、町からの指示に基づき、避難者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。 2 残留者の確認。避難指示に従わないものに対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。
八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察無線（車載局・携帯局）等を携行し、町からの指示に基づき、避難者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。 2 避難対象地域への車両の進入を規制する。 3 残留者の確認。避難指示に従わないものに対しては、危険性等を説明して避難するよう説得する。

第4 児童・生徒等の避難

各機関の対応は、次の通りである。

機関名	実施内容
町（教育部、福祉健康部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒等の在校中に高齢者等避難、避難指示が発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。
学校長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒等の在校中に町又は支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。 2 ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。
八丈支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒の在校中に高齢者等避難、避難指示が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

第5 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者の避難支援は、町、支庁、警察署、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

各機関の対応は、次の通りである。

機関名	対策内容
町（福祉健康部）	1 島内避難の場合、避難先（福祉避難所）までは、町が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。 2 島外避難の場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。 3 島外への移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送する。
都 （福祉保健局・ 総務局）	1 島外への移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

第6 来島者の避難

町（産業観光部）は、来島者に対して、観光協会、東海汽船、航空会社、宿泊施設等を通じ、島外避難を呼びかける。

また、住民や防災関係機関等の関係者以外の来島を控えるよう、広く一般に呼びかける。

第7 住民の自主避難

（1）島内での自主避難

町（総務部）は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品等を携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

（2）島外への自主避難

町（総務部）は、住民に対して、島外の親戚、知人宅等に自主避難する場合には、町に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。また、空港や港までの移動手段として町営バスを運行させる。

また、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

第3節 避難所の指定、開設及び管理運営

第1 避難所の指定、開設及び管理運営

(1) 避難所の指定

(震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第2-2「避難所の指定」P183に準ずる)

(2) 避難所の開設及び管理運営

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第4「避難所の開設・管理運営」P197に準ずる)

第2 衛生管理対策

(1) 避難所の衛生管理

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第4(2)③「避難所の衛生管理」P199に準ずる)

(2) 飲料水の安全等環境衛生の確保

町(福祉健康部)は、避難所での飲料水の安全を確保するため、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

(3) 公衆浴場の確保

町(福祉健康部)は、都と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場及びシャワー施設の設置状況を把握する。

第4節 要配慮者の安全確保

(震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第2-2(2)「福祉避難所の指定及び配慮事項」P185に準ずる)

(震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第4「要配慮者対策」P188に準ずる)

第5節 島外避難

第1 島外避難の判断基準

島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	1 山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火や大規模なマグマ噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 2 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下、火砕流・火砕サージの流下）の可能性 3 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 4 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 5 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	1 島内の避難所において避難者を収容することが困難 2 ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 3 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 4 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 5 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性

第2 一般住民の島外避難

基本的な島外避難の方法は、下図に示す。

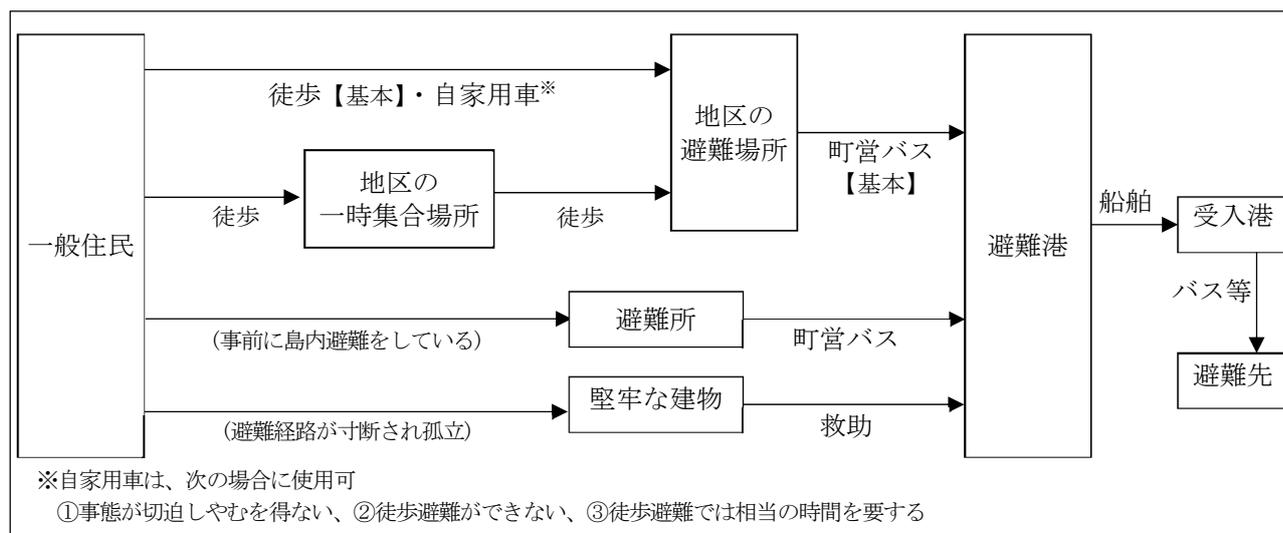


図 島外避難の方法

第3 対策内容と役割分担

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第6「被災者の島外への移送」P201に準ずる)

第7章 救援・救護

災害時における救援・救護対策は、災害対策の重要な施策の一つである。

火山等により災害が起こった場合、災害を最小限に防御し、人命の安全を図るためには、救援・救護活動を迅速かつ円滑に実施することが肝要である。

第1節 救助・救急

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第2「消火・救助・救急活動」P120に準ずる)

第2節 医療救護

第1 医療救護班等の編成

(震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第1「初動医療体制」P156に準ずる)

第2 医療救護活動

(震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第1「初動医療体制」P156に準ずる)

第3 重症患者等の取扱い

(震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第3「医療施設の確保（後方医療体制の確保）」P166に準ずる)

第4 医薬品及び医療資器材の備蓄及び供給体制

(震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第2「医薬品・医療資器材の確保」P165に準ずる)

第3節 防疫

第1 防疫活動

(震災対策編第2部第8章第5節【復旧対策】第1「防疫体制の確立」P172に準ずる)

第2 防疫用資器材の備蓄及び調達

(震災対策編第2部第8章第5節【復旧対策】第1「防疫体制の確立」P172に準ずる)

第4節 飲料水の供給

第1 応急給水活動

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第2「飲料水の供給」P211に準ずる)

第2 検水体制の整備

町（輸送・給水部）は、都の実施する水質検査の内容を確認し、応急給水の安全性を確認したうえで、実施する。

第5節 食料・生活必需品等の供給

第1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制

(震災対策編第2部第10章第5節【予防対策】第1「食料及び生活必需品等の確保」P205に準ずる)

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第3「物資の調達」P212に準ずる)

第2 食料・生活必需品等の配布

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第1「備蓄物資等の供給」P209に準ずる)

第6節 輸送船舶・車両の確保

第1 船舶、航空機及び車両の調達

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第5「輸送車両の確保」P213に準ずる)

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第6「船舶の確保」P214に準ずる)

第2 緊急通行車両の確認

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第2(5)「緊急通行車両の確認」P78に準ずる)

第8章 船舶及び航空機の安全確保対策

船舶及び航空機は、町と都内を結ぶ交通手段であり、町の生活上重要な役割を果たしている。

また、災害時における救援物資及び人員の輸送のため、欠かせないものである。

このため、火山災害時において被害を防止し、船舶及び航空機の安全の確保を図る必要がある。

第1節 船舶

機関名	実施内容
町（産業観光部）	1 港湾又は漁港において、災害が発生するおそれがある場合は、停泊中の船舶に対して、港外への退避等の措置をとる。
八丈支庁	1 火山の異常変化（地震、噴気、湧水、地温上昇等）が認められ、災害の発生が予想される場合及び噴火警報等が出された場合、警察署、町村、漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用し、火山情報の伝達、港外への退避等の措置をとる。 2 また、海底火山の噴火が予想される場合は、危険区域からの早期避難を勧告する。
第三管区 海上保安本部	1 第三管区海上保安本部は、船舶の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講ずる。 ・火山活動により、災害の発生が予想される場合は、港内又は沿岸付近にある船舶に対して、港外又は沖合等の安全な海域への避難を勧告する。 ・火山島の周辺海域の船舶交通の規制を行う。 ・船舶の入港を制限する。
東海汽船	1 海上保安部及び都、支庁等から勧告があった場合、それに従って対処する。 2 事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保及び損害の極限防止を図る。

第2節 航空機

噴火等による危険が切迫していると判断されるときは、支庁と連絡を取り、航空機や飛行場の使用状況の把握に努める。

第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策

電気、水道、電話等の施設は、日常生活の根幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

第1節 電気施設（東京電力グループ）

（震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第7「電気施設」P86に準ずる）

第2節 水道施設

（震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第6「水道施設」P84に準ずる）

第3節 通信施設

（震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第9「通信施設」P89に準ずる）

第4節 高圧ガス施設等

（震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第8「高圧ガス施設」P88に準ずる）

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、港湾、空港、砂防等の公共施設は、町民が生活を行う上で重要な役割を担っており、これらが被災した場合、救急救助及び救援救護活動に支障を来す。このため、災害が発生した場合、速やかに応急措置を行い、復旧を図る必要がある。

第1節 公共土木施設等

第1 道路

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第1「道路・橋梁」P77に準ずる)

第2 港湾

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第5「港湾・漁港施設」P83に準ずる)

第3 漁港

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第5「港湾・漁港施設」P83に準ずる)

第4 海岸

(震災対策編第2部第5章第5節【応急対策・復旧対策】第1「河川、海岸保全、港湾施設等の応急対策」P100に準ずる)

第5 火山砂防

(震災対策編第2部第3章第5節【応急対策】第2-4「砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の応急対策」P65に準ずる)

第2節 空港施設

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第4「空港施設」P82に準ずる)

第11章 その他の応急対策

第1節 降灰除去等

火山噴火は、多くの場合、溶岩、火山砕屑物、降灰、有毒ガス等を噴出する。

このうち、降灰は、広範囲かつ長期間続き、町の産業に少なからぬ影響を与えるため、その対策が重要となってくる。

降灰除去等の復旧対策の実施にあたっては、必要に応じて都に協力を要請する。

第1 農水産施設

火山活動が活発化し、大噴火を起した場合、降灰により、農作物、温室、パイプハウス等の施設に被害を及ぼすおそれがある。

農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図る等当面の対策を取る一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的には必要となる。

一方、水産施設においては、降灰の除去等により、機能の回復を図る。

機関名	実施内容
町（産業観光部）	1 降灰予報及びその他火山情報に注意し、状況に応じた指導 2 土壌改良の指導及び代替作物の選定 3 除灰作業の指導 4 農協及び漁協との連絡
八丈支庁	1 町並びに都産業労働局及び都港湾局との連絡 2 町に対する技術的指導

第2 営農

火山等による被害（病害虫を含む。）に対する対策については、東京都農業振興事務所の技術総合調整担当及び島しょ農林水産総合センターによる技術指導を受け、町は各種農産物生産と農業経営の安定を目指す。

第3 道路

火山噴出物を早急に除去し、道路の機能を維持するため、降灰等の除去を行う。このため、資器材及び降灰集積場の確保が必要となる。

機関名	実施内容
町（建設部、産業観光部）	1 町道・農道の降灰除去を行う。
八丈支庁	1 道路被害状況の調査及び緊急物資等の輸送路の確保に努める。 2 機械等により迅速に都道の降灰除去を行う。このため、地理条件を勘案し、降灰の集積場所を確保する。 3 なお、泥灰が泥流となって道路に流入しないよう関係機関に対策を申し入れる。 4 各関係機関との連絡を図る。

第4 宅地の降灰除去等

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や町民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。

このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

機関名	実施内容
町（総務部）	1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 測定機器の設置及び測定 3 被害額の算定及び報告 4 降灰の運搬
都都市整備局	1 降灰予報及びその他火山情報の把握、測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び通達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	1 町及び都からの降灰による宅地の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

第2節 遺体の搜索、収容等

（震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第4「行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等」P167に準ずる）

第3節 火葬等

（震災対策編第2部第8章第5節【復旧対策】第2「火葬」P174に準ずる）

第4節 応急住宅対策

第1 応急仮設住宅等の供給

（震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第4「応急仮設住宅の供給」P234に準ずる）

第2 被災住宅の応急修理

（震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第2「被災住宅の応急修理」P233に準ずる）

第3 建設資材の調達

（震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第5「建築資機材の調達」P236に準ずる）

第5節 応急教育

第1 学校危機管理マニュアルの活用

都は、学校の防災体制に関する標準的な事項を整理した「学校危機管理マニュアル」を策定している。

各学校においては、日頃の防災訓練、安全指導及び防災に関する研修に、各種マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。

第 2 応急教育の実施

(震災対策編第 2 部第 11 章第 5 節【予防対策】第 5 「教育・保育」 P218 に準ずる)

(震災対策編第 2 部第 11 章第 5 節【復旧対策】第 12 (1) 「復旧に向けた取組」 P244 に準ずる)

第 3 学用品の調達及び給与 (支給)

(震災対策編第 2 部第 11 章第 5 節【復旧対策】第 12 (2) 「学用品の調達及び給与 (支給)」
P245 に準ずる)

第 6 節 動物愛護

(震災対策編第 2 部第 9 章第 5 節【応急対策】第 5 「動物愛護」 P200 に準ずる)

第12章 災害復旧対策

第1節 生活安定のための緊急対策

第1 生活相談

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第7「被災者の生活相談等の支援」P231に準ずる)

第2 災害弔慰金等の支給

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第8(1)「町(福祉健康部)による災害弔慰金等の支給」P237に準ずる)

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第8(4)「日本赤十字社東京都支部八丈分区による災害救援金等の支給」P242に準ずる)

第3 災害援護資金の貸付

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第8(2)「災害援護資金等の貸付」P238に準ずる)

第4 被災者生活再建支援金の支給

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第8(3)「被災者生活再建支援金の支給」P241に準ずる)

第5 罹災証明書の交付

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第1「住家被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付」P232に準ずる)

第6 職業のあっせん

(震災対策編第3部第4章第3節「産業の復興・雇用の確保」P257に準ずる)

第7 租税の徴収猶予、減免等

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第9「租税等の徴収猶予及び減免等」P243に準ずる)

その他、町が活用可能な各種支援については、資料編「火山災害発生時において地方公共団体が活用可能な支援措置」(資料-40参照)に示す。

第2節 義援金の配分

第1 義援金の募集の検討

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第5「義援金の募集・受付・配分」P224に準ずる)

第2 義援金の募集・受付・配分

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第5「義援金の募集・受付・配分」P224に準ずる)

第3 義援物資の取扱い

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第4「義援物資の取扱い」P213に準ずる)

第3節 激甚災害の指定

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第11「激甚災害の指定」P231に準ずる)

第4節 活動火山対策特別措置法

火山噴火に伴い、年間を通じて多量の降灰があった道路、下水道、都市排水路、公園、宅地については、「活動火山対策特別措置法」に基づき、町が行う降灰除去事業に要する費用の補助を国に求める。